

## 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱

令和2年4月14日財政局長決裁

令和2年4月14日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、岡山市における物品の購入、物品の製造の請負及び不用品の売払い（以下「物品購入等」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）において、入札書を郵送する方法による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。

(2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。

(対象物件)

第3条 郵便入札の対象となる物品購入等の物件（以下「対象物件」という。）は、岡山市物品購入等一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札実施要綱」という。）第4条第1号に規定する郵便入札による物件とする。

(参加資格確認申請書等の作成)

第4条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ一般競争入札実施要綱第6条に規定する申請書等を作成しておかなければならない。

(入札書の取得)

第5条 入札参加者は、入札書の書式を、一般競争入札実施要綱第5条の規定による公告（以下「公告」という。）をした日から入札書到着期限までの間に、インターネット上の市のホームページからダウンロードすることにより取得するとともに、財政局財務部契約課において入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）の交付を受けるものとする。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。以下同じ。）した上で、指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により、公告で指定した日から入札書到着期限までの間に当該郵便局に到着するように郵送しなければならない。

2 前項の場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載するものとする。

3 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

5 入札回数は、1回とする。

（開札）

第7条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

3 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、第11条に規定する参加資格の確認を行うまでもなく、第9条各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

4 入札執行者は、前項の規定により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。

5 前項の規定により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低の価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

（最低価格入札者が2人以上ある場合の確認対象者の決定方法）

第8条 確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

2 くじの方法は、次のとおりとする。

(1) 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。

(2) 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

(無効の入札)

第9条 第7条に規定する開札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札方法に違反して行われた入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札

(5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札

(6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札

(7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札

(8) 入札書が到着期限までに到着していない入札

(9) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書に記載された対象物件名又は入札者名が相違する入札

(10) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札

(11) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札

(12) 明らかに不正によると認められる入札

(13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(申請書等の提出)

第10条 確認対象者となった者は、公告で指定した提出期限までに、第4条の規定による申請書等を市長に提出（持参に限る。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。）し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、第12条各号のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

（参加資格の確認）

第11条 市長は、前条の規定により確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が次条各号のいずれかに該当するとき又は第10条第1項ただし書に該当するとき、当該確認対象者を失格とする。

2 市長は、前項の規定により確認対象者の参加資格がないと認めるときは、確認対象者の次に低い価格の入札書を提出した者（以下「次順位者」という。）以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、第8条の規定により付した順位の順に参加資格の確認を行うものとし、次順位者以降について、同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて参加資格の確認を行う順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 第1項の規定は、前2項の規定による確認について、準用する。

5 市長は、前各項の規定による確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

6 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

（失格）

第12条 前条に規定する参加資格の確認において、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者（市長が持参以外の方法を必要と認めた場合を除く。）
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者  
（落札者の決定）

第13条 市長は、第11条に規定する参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、物品の製造の請負に係る入札において、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者としてすることができるものとする。

2 入札執行者は、必要があると認める場合には、落札決定を保留することができる。  
（参加資格確認結果及び入札結果の通知）

第14条 市長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。  
（確認手続の特例）

第15条 市長は、第10条から前条までの規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめすべての入札参加者から申請書等を提出させた上で、資格確認を行うことができるものとする。  
（その他）

第16条 地方自治法第234条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条に規定する指名競争入札において、郵便入札を実施する場合の手続については、一般競争入札に準じて行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日財政局長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月28日財政局長決裁）

この要綱は、平成30年10月1日以後に公告又は指名通知する物品購入等から適用する。

附 則（令和2年4月14日財政局長決裁）

この要綱は、令和2年4月14日から適用する。